

社会福祉法人起生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 起生会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 当法人の役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(理事会及び評議員会の出席等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の費用弁償はこれを支払わないものとする。

| | 費用弁償（日額） |
|----------|----------|
| 理事会出席報酬等 | 5,340円 |

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

| | 費用弁償（日額） |
|-----------|----------|
| 評議員会出席報酬等 | 5,340円 |

3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により費用弁償を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により費用弁償を支払うことができる。

3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(費用の支払い)

第6条 役員等の費用は、その都度現金で支払うことを原則とする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

| 名 称 | 報 酬 | 実費弁償費 | 備 考 |
|------------------|-----|--------|-----|
| 理事長業務報酬等(月額) | 0円 | 5,340円 | |
| 理事及び評議員業務報酬等(日額) | 0円 | 5,340円 | |
| 監事監査指導報酬等(日額) | 0円 | 5,340円 | |